

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
	第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所 1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可(☎(29)1401)
行政相談	21(木)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	19(火)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	22(金)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①5(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後 1時30分～3時30分、②14(木)、午前10時30分 ～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、 ③16(土)、午前9時30分～11時30分、④2/2(火)、 午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分 ～3時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラー による相談、定員①④は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日、年末年始は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約(☎(26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ(☎(25)0666)
健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などに ついての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷、 市役所 2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所 2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約(☎(26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(火)、2/5(金)、午後1時～3時	市役所 4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館 2階	経営指導員などによる相談(☎(25)1101)
商工法律相談	12(火)、午後2時～4時	商工会館 2階	要予約(☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	13(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館 2階	要予約(☎(25)1101)
税理士による税務相談	8(金)、午後2時～4時	商工会館 2階	要予約(☎(25)1101)
消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所 1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン(☎(局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	26(火)、午後1時30分～4時	市役所 4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
若者の就労相談	20(水)、午後1時～4時	市役所 4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション(☎(26)9441)
労働相談	14(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	18(月)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	28(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピィロ(きらめき創造館)	要予約(☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所 3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による 相談
もの忘れ医療介護相談	6(水)、20(水)、2/3(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所 5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ぼんわかセンター専門職による相談



上下水道

上下水道だよりを配布しています

上下水道事業の経営状況や活動内容について紹介しているリーフレット「上下水道だより」の第4号を1月、2月の検針の際に各戸へ配布します。

バックナンバーについては、市ウェブサイト(上下水道総務課のページ)へ掲載しているほか、水道お客様センター窓口などでお渡ししています。ぜひご覧ください。

問い合わせ 上下水道総務課(内線251、254)

貯水槽水道の適正な管理を

ビルや集合住宅などでは、水道水を受水槽に貯めてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。

受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。

貯水槽水道の設置者は、安全で衛生的な水質を確保するため、受水槽などの清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査などが義務付けられています。

問い合わせ 環境衛生課(内線139)



講座・催し

ワンポイント！介護講習会

とき 1月27日(水)、午後2時～3時

ところ カガリの郷

内容 着替えの介助とベッドから車いすへの移動・移乗介助をテーマに、介護技術の習得をめざす

定員 15人

参加費 無料 **持ち物** 飲み物

※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 1月25日(月)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、「生活支援サービス従事者」として仕事に就くことができるようになります。

とき 2月5日～3月5日の毎週金曜日、午後1時～4時10分(全5回)

ところ 金剛連絡所、金剛公民館

対象者 市内在住で、本市に住民登録をしている人

定員 15人

受講料 無料

申し込み 1月29日(金)(午前9時～午後5時30分)までに、今城クリニック「花笑み」(☎(55)3353)へ(申し込み多数の場合抽選)

※1月22日(金)、午後1時30分～と午後3時～、金剛連絡所で同研修の内容についての説明会を開催します。参加を希望される人は、1月19日(火)までに今城クリニック「花笑み」へお申し込みください。



教育

大阪障害者職業能力開発校の入校生募集

同校は、障がい者のための訓練施設です。同校では、令和3年4月入校生を募集しています。

募集科目 CAD技術科、Webデザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科、職域開拓科(精神障がい対象)、Jobチャレンジ科(発達障がい対象)

願書受付 1月22日(金)まで

※願書は、ハローワークなどで配布しています。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、同校ウェブサイト(<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-shogaisha/hp/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ 同校(☎072(296)8311)



募集

自衛官候補生などの募集

●自衛官候補生

※所要の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用。

応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 随時受け付け

●予備自衛官候補生

※必要な訓練を受け、終了後に予備自衛官となる制度。

応募資格 一般＝日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人、技能＝日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人

受付期間 1月6日(水)～4月9日(金)

試験日 4月17日(土)～21日(水)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所(☎(24)3799)

会計年度任用職員(短時間非常勤職員)を募集

業務内容 時間外保育業務

受験資格 保育士資格(府地域限定保育士を含む)を有する人、または令和3年3月31日(水)までに資格取得見込みの人

勤務日 月曜日～土曜日、午前7時～10時または午前7時30分～10時30分、午後3時30分～6時30分または午後4時～7時(午前のみ、午後のみ勤務も可。時間、勤務日数など応相談)

勤務地 市立保育所

時給 1200円

採用人数 若干名

※申し込みは、1月12日(火)～29日(金)に受け付け。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室(内線282)



市・府民税申告書作成システムの運用を開始します

令和3年度分よりご自宅のパソコンから、個人住民税（市・府民税）申告書の作成や税額の試算などができる市・府民税申告書作成システムを導入し1月4日（月）より運用を開始します。

給与や年金の源泉徴収票の内容や控除内容を入力することで、自宅で申告書の作成ができ、作成した申告書に必要書類を添えて持参または郵送することで、市・府民税申告を済ませることができます。同システムは市ウェブサイト（課税課のページ）からアクセスできます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市・府民税申告書は自宅での作成および郵送による提出にご協力をお願いします。

●同システムでできること

- ①市・府民税申告書の作成
- ②市・府民税額の試算
- ③ふるさと納税の目安額の計算

※電子メールやデータ送信による提出はできません。

※同システムでは、選択した年度分の市・府民税の税額を試算し、その税額をもとに上限額を試算するため、実際の控除額とは異なる場合がありますので、試算結果はあくまでも目安としてご覧ください。

※所得税および復興特別所得税の確定申告は作成できません。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

今月は市・府民税の第4期分の納期です				
納付には便利な口座振替のご利用を！				
市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）で納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所でも手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。				
◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 （種別割）		
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月		
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。		
第3期 9月	第3期 10月			
第4期 12月	第4期 1月			

市・府民税の申告を受け付けます

令和3年度市・府民税の申告会場と受付期間などは、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、三密を避けるため、いずれの会場も開始時間に開場します。早めに来られても入場できませんのでご注意ください。

◆市役所地下902・903会議室

とき 2月16日（火）～3月15日（月）（土・日曜日、祝日は除く）、午前9時～午後5時30分

※ただし、2月21日（日）、28日（日）は開設しません。

◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月5日（金）、8日（月）～10日（水）、12日（金）、午前10時～午後4時

●郵送による申告をご利用ください

申告期間中、上記申告開場は大変混雑することが予想されます。直接申告開場に来場いただかなくても郵送による提出も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

給与支払報告書は2月1日（月）までに提出を

事業主は、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市区町村の住民税担当課へ、総括表および給与支払報告書を2月1日（月）までに提出してください。

●電子申告「eLTAX」のご利用を

給与支払報告書の提出は、郵送などの手間が不要で、安全な電子申告「eLTAX」の活用をお願いします。税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を「eLTAX」または光ディスクなどにより提出することが義務付けられる事業主は、市区町村に提出する給与支払報告書も、電子申告「eLTAX」または光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

電子申告「eLTAX」での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ（<https://www.ltago.jp>）をご覧ください。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

中小事業者などに対する固定資産税などの減免制度の申告期限は2月1日（月）までです

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が大幅に減少している中小事業者などに対する、令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免制度の適用を受ける場合は、申告書に必要書類を添えて課税課に申告する必要があります。

※必要書類など詳しくは、市ウェブサイト（課税課のページ）をご覧ください。

問い合わせ 課税課（内線113～116）

「償却資産（固定資産税）の申告を」お忘れなく

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。

令和3年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は2月1日（月）までに申告してください（休・廃業されている場合や、本市から転出された場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中旬に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）



上下水道

水道管の入れ替え工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながる水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管（耐震管）へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などが発生することがあります。また、交通規制や振動、騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、災害時に皆さんの生活を守るための工事になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 水道工務課（内線252、256）



国民年金

国民年金保険料の「2年前納(口座振替)」をご利用ください

国民年金保険料の令和3年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。

申込期限は2月末までです。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。

そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構より送付されますので、確定申告などの際に添付してください。

また、紛失などした場合は再交付申請をしてください。

なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

20歳を迎える皆さんへ

国民年金は、「年を取ったとき」「病気や事故で障がいが残ったとき」「家族の働き手が亡くなったとき」に働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

原則として国民年金保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。

しかし、経済的理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線153、154)、天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



国民健康保険

「医療費のお知らせ」を送付しています～医療費控除の申告に添付書類として利用できます～

ご自身の医療費について確認をしていただくとともに、国民健康保険事業に対する理解を深めていただくため、国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を年6回送付しています。

この「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告をする際の添付書類としても利用できます。

令和2年11月、12月に受診された分の「医療費のお知らせ」は3月上旬に発送する予定です。それまでに医療費控除の申告をする場合は、医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。

問い合わせ 「医療費のお知らせ」については保険年金課(内線552)、医療費控除の申告については富田林税務署〔☎(24)3281〕

保険料納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を送付

令和2年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を、1月中旬から1月末までにそれぞれ送付します。確定申告などの際にご利用ください。

納付された保険料は、いずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

※後期高齢者医療制度保険料および介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票をご利用ください。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課(内線158、159)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)



福祉

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

対象者 身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

問い合わせ 高齢介護課(内線189)

手話通訳者、要約筆記者の登録を

本市では、聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

対象者 20歳以上で日常生活上の必要なことについて手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人
※手話通訳者には、2月14日(日)に登録判定試験を実施します。

申し込み 1月29日(金)までに障がい福祉課(内線192)へ



税

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額します

平成21年6月以降に、府の認定を受けて新築された長期優良住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、新築住宅の減額期間が新築後3年間から5年間に延長されます(居住部分の120平方メートルまでの固定資産税が2分の1に減額)。令和2年中に新築した家屋については、2月1日(月)までに、長期優良住宅認定通知書(写し)を添えて、課税課へ申告してください。

問い合わせ 課税課(内線113～115)